

しよう ひと
ぎやく たい まも

障がいのある人を 虐待から守りましょう！

き し しようと
き ぎやく たい

気づいて！ 知らせて！ 障がい者虐待



だれ あんしん く ちいき
～誰もが安心して暮らせる地域づくりのために～

「虐待」というと、生命に関わるような暴力や悪質な行為ばかりが連想され、身近な問題ではないと感じる方もいるかもしれません。しかし、「虐待」は日常の生活の中に潜んでいます。それは社会における「障がいのある人」への差別や偏見、無関心と無関係ではありません。「虐待」は“人間の尊厳”をおびやかす行為であり、社会に暮らす全員が「見逃さない・見過ごさない」意識を持つことが必要です。自分の意思が尊重されること、自分の生活を自分で決めることが、人生を尊厳をもって過ごすことは、誰もが当たり前に持っている権利です。

しかし、障がいがあることによって、その当たり前の権利がおびやかされることがあります。地域が一体となって“障がい者虐待の根絶”を目指して取り組みましょう。



障害者虐待防止法とは？

障がい者の尊厳を守る法律

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障がいのある人の権利や尊厳をおびやかす虐待を防止するとともに、障がいのある人を養護している養護者が介護疲れなどの原因で虐待をおこなわないよう、養護者への支援をしていくという法律です。

対象となる障がいとは…

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人（18歳未満の人も含む）や、その他に心身の障がいや社会的障壁によって、日常生活が困難で援助が必要な人が対象になります。
※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障がい者虐待

障害者虐待防止法では、虐待をつぎの3種類に分けています。

1

養護者による 障がい者虐待



障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族、同居する人による虐待のことです。

2

障がい者福祉施設従業者 等による障がい者虐待



障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

3

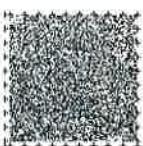
使用者による 障がい者虐待



障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

障害者虐待防止法は、虐待をしてしまう家族（養護者）も支援する法律です。

障がいのある人、本人を守るだけでなく、虐待をしてしまう養護者への支援も大切です。養護者が介護疲れや障がいへの知識不足のため、虐待をしてしまうこともあります。虐待をしてしまう養護者の介護負担を軽くしたり、養護者に障がい特性への正しい理解ができるよう知識や情報を提供するなど、養護者への支援を行い、虐待を防止します。



こんなことが虐待になります！

しょう しゃぎやくたい れい つぎ かさ おこな ぱあい
障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。これらが重なって行われる場合もあります。

身体的虐待

ぼうりょく たいばつ しんたい きず
暴力や体罰によって身体に傷や
いた あた こうい あざ、痛みを与える行為など。

こんなサイン

- 体に傷やあざが頻繁に見られる
- 急に怯えたり、怖がったりする
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 自分で頭を叩いたり、突然泣き出す



性的虐待

むり 無理やりわいせつなことをしたり、
させたりすること

こんなサイン

- 人の目を避け、ひとりで部屋にいたがる
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 性器の痛み、かゆみを訴える



心理的虐待

しょう しゃ ぶじょく きよぜつ
障がい者を侮辱したり拒絶したり
するような言葉や態度で、精神的
な苦痛を与えること

こんなサイン

- 怯える、わめく、叫ぶなどパニック
しようじょう お
症状を起こす
- かみつきなど攻撃的な態度がみられる
- 無気力、あきらめ、なげやりな態度になる



放棄・放任(ネグレクト)

しょくじ みず じゅうぶん あた
食事や水を十分に与えなかつたり、
ひつよう いりょう ふくし う
必要な医療や福祉サービスを受け
させないこと

こんなサイン

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる
- いつも汚れた服を着ている
- 学校や職場などに出てこない



経済的虐待

ねんきん ちんぎん わた
年金や賃金などを渡さなかつたり、
ほんにん どうい ざいさん しょぶん
本人の同意なしに財産を処分する
ことなど

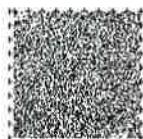
こんなサイン

- 年金等がどう管理されているか知らない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- サービス利用料等の支払いができない



つうほう とどけで ひと じょうほう まも
通報や届出をした人の情報は守られます。

ぎやくたい はつけん つうほう ひと こじん じょうほう ほこ
虐待を見発し、通報をした人の個人情報は保護されます。また、通報した人が施設や職場で
はたら ぱあい つうほう りゆう かいに た ふりえさ と あつ きんし
働いている場合、通報したことを理由に解雇その他の不利益な取り扱いは禁止されています。



虐待を見逃さないことが大切です！

ひとりで抱え込まないで ください！

「虐待かな？」と思ったら福山市障がい者
虐待防止センターにご相談ください。



障がいのある人が、家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いたら、ご相談ください。

虐待をしている人は虐待をしているという認識がない場合もあります。また、虐待を受けていても、虐待を受けているという認識がないため、被害を訴えられないこともあります。

虐待かどうかの判断は必要ありません。少しでも疑いがあると思われたら勇気をもってご相談ください。

障がいのある人が、安心して社会で暮らせるよう、障がいのある人とその家族を地域で支えあい、みんなで障がい者虐待の防止に取り組みましょう。ご協力をお願いします。

通報・相談窓口

福山市障がい者虐待防止センター

(福山市社会福祉協議会内)

電話 (084)928-1354

※緊急時24時間対応

FAX (084)926-7111

E-Mail f-shakyo-kikansoudan@apricot.ocn.ne.jp

所在地 福山市三吉町南二丁目11番22号
(福山すこやかセンター内)

※障がいのある人の生命に危険が生じる状況の時は、まず警察に連絡し、障がいのある人の安全を確保してください。

(本パンフレットでは、法律の規定等に基づく部分については「障害」を使用しています。)

